

有休資産の活用 廃校の活用

旧須賀川小学校

2階建ての木造校舎。

フィルムコミッションでも使用されるノスタルジーさが残る建物で体験したいとの需要が多い。



右2枚はJTBとの共同企画のツアー。
ただし、宿泊ができないので、日帰りプラン。
限界集落ともいえるこの地域で宿泊型の要望があること自体が本来の目的を達成できていない

大自然の中の木造校舎 みんなであの頃へタイムスリップ!?

懐かしの木造校舎での小学校生活体験

大田原の自然の中、廃校になった、懐かしい木造建築の旧須賀川小学校で、小学校時代を思い出してみませんか？大田原ならではの体験を交えながら、小学校での授業風景にタイムスリップします。まず最初に時間割をお渡しします。科目は、国語や体育、家庭科など。もちろん懐かしのお昼休みや、キャンプファイヤーなどもあります。昭和の雰囲気漂う木造校舎と、自然の中で、丸一日過ごし、小学生の頃の無邪気な気持ち思い出することで、参加者同士のコミュニケーションを向上させ、チームの絆を深めます。



終日パターン		時間割 (スケジュールイメージ)
【HR】 10:00~10:10		ガイダンス
【1時間目】 10:10~ 11:00	理科	大田原の自然を満喫！ 大田原の自然を満喫するラン、季節により昆虫採集、遊具体験など、内容が多少異なります。
【2時間目】 11:10~ 12:00	家庭科	大田原名物唐辛子に挑戦！ 大田原名産、栃木三鷹(唐辛子)を使用し、オリジナル味と郷土料理作りに挑戦します。
【お昼休み】 12:00~13:00		郷土料理(調理体験) ※2時間目まで、自身で調理した料理をお召上がり頂きます。
【3時間目】 13:00~ 13:50	国語	チーム対抗俳句大会！ 松尾芭蕉が一巻長巻に詠じた都市大田原、芭蕉といえは俳句、そこでチーム対抗で俳句作り挑戦！
【4時間目】 14:00~ 14:50	体育	最後は、みんなでゲーム！ フ子運動会。内容はオリジナルアレンジできます。※雨天の場合、体育館にてドッジボールや鬼ごっこ等(要相談)

ノスタルジックな小学校で『運動会』 みんなであの頃へタイムスリップ!?

懐かしい木造校舎の小学校で『運動会』

栃木県大田原の自然の中、廃校になった木造建築の旧須賀川小学校で、運動会を行います！木造校舎と周りの山々がノスタルジックな雰囲気を出し、旧須賀川小学校。そこで懐かしの運動会をすると、心も身体もリフレッシュ。小学生の頃の無邪気な気持ちを思い出すが出来るかもしれません。また、話し合えたことのある共通体験『運動会』を話題のネタに、参加者同士、世代を超えた会話の生まれ、自然とコミュニケーションが活性化します！



時間割 (スケジュールイメージ)
到着後、挨拶後に着替え、昼食。
—開会式(準備、ルール説明)—
◆二人三脚
◆借り物競争
◆綱引き
◆『出だち5分前』ゲーム
◆全裸リレー
—閉会式(結果発表、後片付け)—

廃校の活用と課題

全国での廃校活用の増加で活用が叫ばれる中、
廃校の活用には多様な方法がある

活用事例

公民館・資料館等	754
社会体育施設	802
福祉施設・医療施設等	337
体験交流施設等	300
庁舎等	291
企業・創業支援施設等	181
住宅	32
大学施設	25

(参照 文部科学省 平成24年)



建物の回収せずにそのまま活用



民間でも施設改修に対して補助金活用のハードルが低い



宿泊等を含んだ体験施設にしたいが、改修費は膨大となり、ハードルが高い。活用をしたい自治体や民間団体が多いため、ハードルが低ければ、この数は大幅に上回る

体験交流施設	179
自然体験施設	90
研修施設	31
宿泊施設(体験交流施設を除く)	

利用計画されない廃校数

一方で地方では利用されない廃校は増大する一方

廃校年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	合計
廃校数	29	39	81	70	81	69	87	143	189	212	1,000

(参照 文部科学省 平成24年)

廃校の利活用検討 - 旧須賀川小学校の事例

フィルムコミッションでも使用される
ノスタルジーさが残る建物を宿泊施設
に変えたい



近隣の写真 [参照 google map]



近隣では、水田風景や製茶工場が見られる田舎の癒しを与えられる場所。体験も茶摘み体験や、農業体験、郷土料理作りなどができる。



須賀川地区は

- ・ 風景が綺麗で、自然体験ができる一方で、
- ・ 少子高齢化が進んでいる限界集落地帯である

宿泊体験施設ができれば、地域交流から定住につなげる可能性がある

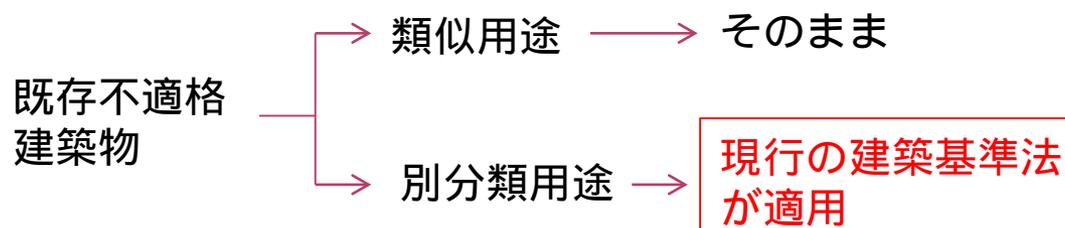
廃校の利活用検討 - 旧須賀川小学校の事例



仮に宿泊施設とした場合に

既存不適格建築物に係る用途変更として、現行の建築基準法が適用され、大きな改修が必要となる

(関連法規；建築基準法87条第3項、建築基準法施行令137条18)



現行の建築基準法が適用され、大きな改修が必要となる

用途が寄宿舍とした場合の一例

耐火建築 (法27、令115-3)

耐火建築物または準耐火建築物としなければならない

条件：2階の部分の床面積が300m²以上に適用

内装制限 (法35-2、令128-3-2、129)

建築物の天井と壁の内装材料を防火上制限するもの

条件：準耐火建築物だと2階床面積300m²以上

壁、及び天井の室内の面：
：準不燃材料

防火区画 (令112)

火災時に火炎が急激に燃え広がることを防ぐためのもの、準耐火建築物及び耐火建築物に求められるもの

条件：耐火・準耐火建築物の場合に求められる

改修した時点で、大規模な改修費用だけでなく、雰囲気が大きく損なわれてしまう恐れがある